

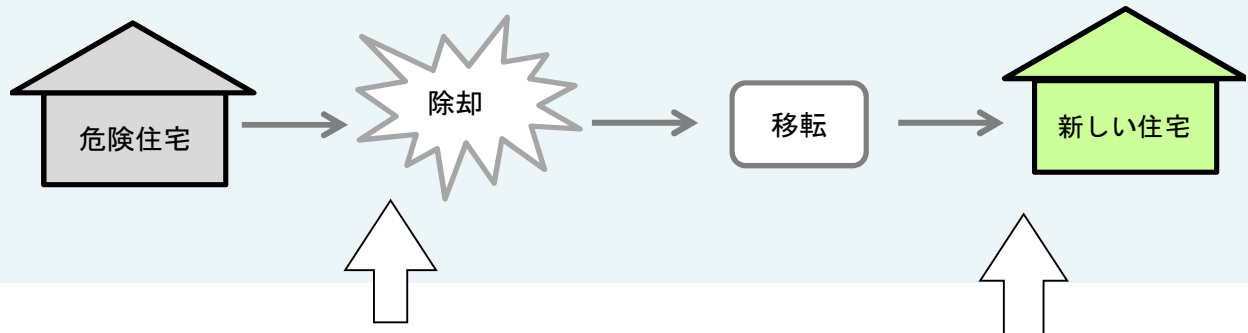
大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業

大竹市では、国及び広島県と共同して、がけ地付近の災害のおそれのある区域に建築されている住宅について、市民の生命の安全を確保することを目的として、補助制度を創設しました。

事前申込期限 令和7年10月31日（金）（令和8年度実施分）

1 制度内容

◎対象区域にある住宅の除却費と、移転先（市内に限る）の住宅の建設又は購入及び改修のための借入金の利子に対し、補助金を交付します。



② 除却費に対する補助額の上限
97万5千円

① 借入金の利子に対する補助額の上限

- ・建物：**465万円**
- ・土地：**206万円**
- ・敷地造成：**60万8千円**

2 対象の区域

- ① がけ条例建築制限区域（広島県建築基準法施行条例第4条の2）
- ② 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第8条）
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）
- ④ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
- ⑤ 移転勧告、是正勧告及び避難指示、避難勧告が6か月以上継続した住宅

※特別警戒区域は、「土砂災害ポータルひろしま」（Web サイト）で確認できます。

URL：<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

※補助の詳細は要綱を別途参照してください。

事業の実施方法

この事業は、①事前申込 ②交付申請 ③交付決定 ④契約・着手 ⑤完了実績報告 ⑥請求の手続きを経て、申請者に⑥補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

① 事前申込

次年度に事業を行えるように、除却及び移転を行うための時期、費用を相談のうえ事前申込みをしてください。



次年度の本申請に向けて、金融機関、工事業者と事前準備をしてください。

② 交付申請

次年度の受付開始以降に本申請してください。

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。



③ 交付又は不交付の決定

交付申請を受けて、内容の審査を大竹市及び広島県で行い、交付又は不交付の決定を申請者に通知します。



④ 契約・着手

交付決定の通知を受けた後に補助対象事業の実施に係る契約を行い、着手してください。



交付の確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

⑤ 完了実績報告の提出

事業完了後、完了実績報告を期間内に提出してください。

【期間 事業完了後30日以内、かつ 令和9年3月13日（金）まで】

※ 支出証拠書類の写しを提出する必要があります。



⑥ 請求

請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

※ 申請で必要な様式・要綱は大竹市のホームページでダウンロードできます。

問合せ・応募・交付申請書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

[受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00 13：00～17：00]

ホームページ：<http://www.city.otake.hiroshima.jp/>